

令和7年3月14日
内閣府地方創生推進事務局

令和7年度における利子補給金支給対象事業の募集等について
＜御案内＞

以下により、応募を受け付けますので、御案内申し上げます。
応募が見込まれる場合には、可能な限り事前に、又、前広に御連絡・御相談願います。

留意事項等は、別紙のとおりです。

事業応募に係る事前相談や、金融機関の指定申請等手続きは、募集期間によらず、随時可能ですので、前広に御連絡・御相談願います。

募集期間	
【令和7年4月】	4月4日～15日
【7月】	7月4日～15日
【10月】	10月1日～10日
【12月】	12月1日～10日

※ 令和8年2月の募集有無等につきましては、令和8年度予算の状況等を踏まえ、令和8年1月頃、別途、御案内申し上げます。

令和7年度契約予算【見込み】 〔利子補給契約（当該年度締結）の合計の上限額〕			〔参考〕左記上限に係る 「貸付けの額」の目安
地域 再生	地域再生	366.285 百万円	13,500 百万円
	特定地域再生	26.047 百万円	960 百万円
総合 特区	国際戦略総合特区	162.794 百万円	6,000 百万円
	地域活性化総合特区	461.248 百万円	17,000 百万円
国家戦略特区		107.444 百万円	3,960 百万円

※ 上限額は、予算審議状況等によって、変動することがあります。
予算の範囲内での契約及び支給となりますので、御理解願います。

【問合せ先】
内閣府地方創生推進事務局
利子補給担当（TEL：03-5510-2473）

1. 事前相談先 03-5510-2473（内閣府地方創生推進事務局 利子補給担当）
※ オンライン（Teams 等）打合せも可能です。指定金融機関におかれましては、お気軽に御連絡願います。

2. 応募先 rishi.hokyu-attmark.cao.go.jp

3. 応募方法

- 指定金融機関より、上記応募先まで、交付要綱に基づく「確認申請書」（ウェブサイト掲載の様式及び記載例等を基に作成。）をメール提出願います。

【メール件名（地域再生の場合）】	地域再生利子補給・令和●年●月応募
【メール件名（総合特区の場合）】	総合特区利子補給・令和●年●月応募

なお、メールには、御担当者・御連絡先を記載願います。

- 交付要綱に基づく「確認書」（申請書の補正等が進んだ段階で、地域再生又は総合特区に係る認定等計画の主体から交付受け。）を添付願います。
また、必要に応じ、事業内容を視覚的に補足する図や計画書などを添付願います。
- 協調融資を予定されている事業は、申請書及び窓口を一本化願います。

4. 応募に係る補足事項

- 応募事業の事前着手は、原則認められません。御不明な点などは、前広に御相談願います。
- 事業の内容やスケジュール、指定金融機関の融資予定（時期、金額）などについては、極力変更が生じないように、御確認・御調整等願います。
特に、指定金融機関の融資実行期限（要綱に定める、利子補給金支給事業として決定した後の貸付けの実行期限）に御留意の上、融資予定を御調整等願います。
また、必須な場合を除き、貸付けの分割がないよう、御調整等願います。

【御参考】 『国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策』（令和6年11月22日閣議決定）において、「利子補給制度間で、それぞれの資金ニーズに応じた柔軟な執行が可能となる仕組みについて検討する」とされたことも踏まえ、交付要綱等の一本化・見直しを行い、貸付けの実行期限や分割制約などの見直しも図っておりますので、御理解・御協力等願います。

- 応募事業については、各募集月の月内目途、審査を了し利子補給金支給事業として決定したいと考えておりますので、事前相談を含め、早めの対応などの御協力を賜りますようお願い申し上げます。
なお、地域再生又は総合特区に係る認定等計画の主体との御調整についても、早めの御対応をお願い申し上げます。

5. 利子補給対象融資額の調整等について

予算の範囲内での契約及び支給となりますので、御理解願います。

特記事項は、以下のとおりです。

○ 調整内容（割当）の御連絡

- 利子補給金支給事業として決定した後、予算状況等も踏まえつつ、可能な限り速やかに、割当額を算定の上、指定金融機関（協調融資事業は窓口機関）へ暫定的に御連絡申し上げます。

※ 満額割当以外の場合には、利子補給見込額もあわせて御連絡申し上げます。

- また、令和7年2月募集より前の過年度決定済の事業（令和7年度予算により契約予定のもの。）に係る割当については、当該過年度決定済事業に係る貸付けの実行時期に応じ、概ね以下を目安として、上記割当額とあわせて算定の上、暫定連絡を行う予定です。

過年度決定済事業に係る 貸付けの実行時期	対応内容
令和7年8月／9月／10月	令和7年4月応募事業とあわせて割当
令和7年11月／12月／8年1月	7月 "
令和8年2月	10月 "
令和8年3月上旬頃まで	12月 "
【参考】 令和7年2月／3月／4月 5月／6月／7月	令和7年2月応募事業とあわせて割当

- 暫定連絡後の調整や取下げ有無等確認を経た上、改めて、割当額を算定し、御連絡申し上げます。

※ より精緻な調整のため、別紙様式第8「利子補給金の額の計算表」の作成を御依頼させていただく場合もあります。その場合には、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ 暫定連絡において満額割当の場合には、改めての連絡を省略します。

○ 調整内容について

- 今回の割当対象事業の利子補給対象融資額の合計が、予算をベースに想定する枠（総額）を上回る場合に、調整を行うものです。

- 原則として、多額事業（10億円超予定）について調整を行います。

当該調整によっても予算の範囲内での契約が困難な場合には、少額事業（10億円以下予定）についても調整を行います。

※ 予算状況等により、多額の基準を変更する場合がありますので、御理解願います。

なお、特定地域再生計画に係る事業は、当該基準によらず、個別調整等を行うこととなります。

別紙（地域再生及び総合特区に係る留意事項等）

- 調整内容のイメージは、以下のとおりです。なお、調整において、端数を切り捨てる場合がありますので、御理解願います。

【多額事業のみ調整の場合】

少額事業 : 満額割当

多額事業 : 10 億円 + α （多額事業の利子補給対象融資額をベースに按分）

【少額事業を含む調整の場合】

各事業の利子補給対象融資額（多額事業の場合は基準額）をベースに按分

【注 1】 「達成済の数値目標を掲げる事業」に係る利子補給対象融資額（上記調整の基となる金額。）については、当該認定等計画における他の数値目標の達成状況や、達成済の数値目標の上方修正等手続きの進捗状況などを踏まえ、原則、減額（当該融資額に「0.8」を乗じ、端数切捨て。）を行います。

なお、他の数値目標の達成状況などにより、利子補給金支給事業として認められない場合もありますので、御留意願います。

【注 2】 「本利子補給制度を活用した実績のある事業者」に係る利子補給対象融資額（上記調整の基となる金額。）については、過去の事業との関係、認定等計画における数値目標の達成状況、事業の効果（地域への波及含む）の見込みなどを踏まえ、減額（当該融資額に「0.8」を乗じ、端数切捨て。）を行う場合がありますので、御留意願います。

【注 3】 令和 7 年 2 月募集より前の過年度決定済の事業に係る【注 1】【注 2】の減額については、決定当時の基準により実施します。

【注 4】 【注 1】及び【注 2】の減額が重複する場合には、「0.64」を乗じた減額（端数切捨て。）を行います。

【注 5】 事業の効果（地域への波及含む）の見込みが僅少の事業については、利子補給金支給事業として認められない場合もありますので、御留意願います。地域への波及など、地方創生に資する事業としての実施等方願います。

○ その他

- 必須な場合の貸付けの分割についても、予算状況等も踏まえつつ、同一年度内の利子補給対象融資額について上限を設けるなど、調整をさせていただく場合がありますので、御理解願います。

1. 事前相談先 03-5510-2473（内閣府地方創生推進事務局 利子補給担当）
※ オンライン（Teams 等）打合せも可能です。特区計画主体又は
指定金融機関におかれましては、お気軽に御連絡願います。

2. 応募先 rishi.hokyu.7att7akao.go.jp

3. 応募方法

- 特区計画主体より、上記応募先まで、規則に基づく「事業実施計画の提出」（ウェブサイト掲載の様式及び記載例等を基に指定金融機関とともに作成。）及び添付書類（ウェブサイト掲載の様式一覧に記載の一式。）をメール提出願います。
【メール件名（国家戦略特区の場合）】 国家戦略特区利子補給・令和●年●月応募
なお、メールには、御担当者・御連絡先を記載願います。
- 応募内容は、指定金融機関へ共有願います。

4. 応募に係る補足事項

- 応募事業の事前着手は、原則認められません。御不明な点などは、前広に御相談願います。
- 事業の内容やスケジュール、指定金融機関の融資予定（時期、金額）などについては、極力変更が生じないように、御確認・御調整等願います。
特に、指定金融機関の融資実行期限（要綱に定める、利子補給金支給事業として決定した後の貸付けの実行期限）に御留意の上、融資予定を御調整等願います。
また、必須な場合を除き、貸付けの分割がないよう、御調整等願います。

【御参考】 『国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策』（令和6年11月22日閣議決定）において、「利子補給制度間で、それぞれの資金ニーズに応じた柔軟な執行が可能となる仕組みについて検討する」とされたことも踏まえ、交付要綱等の一本化・見直しを行い、貸付けの実行期限や分割制約などの見直しも図っておりますので、御理解・御協力等願います。
- 応募事業については、可能な限り速やかに審査及び区域会議等を了し利子補給金支給事業として決定したいと考えておりますので、事前相談を含め、早めの対応などの御協力を賜りますようお願い申し上げます。

5. 利子補給対象融資額の調整等について

予算の範囲内での契約及び支給となりますので、御理解願います。

特記事項は、以下のとおりです。

○ 調整内容（割当）の御連絡

- 利子補給金支給事業として決定した後、予算状況等も踏まえつつ、可能な限り速やかに、割当額を算定の上、指定金融機関（協調融資事業は窓口機関）へ暫定的に御連絡申し上げます。

※ 満額割当以外の場合には、利子補給見込額もあわせて御連絡申し上げます。

- 暫定連絡後の調整等確認を経た上、改めて、割当額を算定し、御連絡申し上げます。

※ より精緻な調整のため、別紙様式第8「利子補給金の額の計算表」の作成を御依頼させていただく場合もあります。その場合には、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ 暫定連絡において満額割当の場合には、改めての連絡を省略します。

○ 調整内容について

- 今回の割当対象事業の利子補給対象融資額の合計が、予算をベースに想定する枠（総額）を上回る場合に、調整を行うものです。

- 原則として、多額事業（5億円超予定）について調整を行います。

当該調整によっても予算の範囲内での契約が困難な場合には、少額事業（5億円以下予定）についても調整を行います。

※ 予算状況等により、多額の基準を変更する場合がありますので、御理解願います。

- 調整内容のイメージは、以下のとおりですが、要綱【別表6】の「基本的な考え方等」も考慮します。なお、調整において、端数を切り捨てる場合がありますので、御理解願います。

【多額事業のみ調整の場合】

少額事業 : 満額割当

多額事業 : $5 \text{ 億円} + \alpha$ （多額事業の利子補給対象融資額をベースに按分）

【少額事業を含む調整の場合】

各事業の利子補給対象融資額（多額事業の場合は基準額）をベースに按分

【注1】 「本利子補給制度を活用した実績のある事業者」に係る利子補給対象融資額（上記調整の基となる金額。）については、過去の事業との関係、事業の効果（地域への波及含む）の見込みなどを踏まえ、減額（当該融資額に「0.8」を乗じ、端数切捨て。）を行う場合がありますので、御留意願います。

【注2】 要綱の【別表6】の「事業に係る基本的な考え方等」も考慮した調整となる場合がありますので、御理解願います。

○ その他

- 必須な場合の貸付けの分割についても、予算状況等も踏まえつつ、同一年度内の利子補給対象融資額について上限を設けるなど、調整をさせていただく場合がありますので、御理解願います。